

評議員及び役員の報酬等並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人健康・体力づくり事業財団（以下「財団」という。）の定款第18条第3項及び第36条第3項の規定に基づき、評議員及び役員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第4章に基づき置かれる者をいう。
- (2) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (3) 常勤役員とは、評議員会で選任された役員のうち、財団を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、常勤役員以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、認定法第5条第十三号で定める報酬、その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区別されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費含む）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区別されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 財団は、評議員及び役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 常勤役員の報酬は、月額とする。
- 3 常勤役員には、役員賞与を支給しない。
- 4 常勤役員の退職に当たっては、当該役員の任期に応じ退職慰労金を支給することができる。
- 5 評議員及び非常勤役員には、職務執行の日の対価として、日額10,000円（源泉徴収後の額）を支給する。ただし、理事長が非常勤の場合の職務執行の日の対価は、第4条第1号に規定する報酬月額を日割り計算により支給する。
- 6 前項の日割りの計算は、第5条第4項の規定を準用する。
- 7 第5項にかかわらず評議員及び非常勤役員が、財団が依頼する委員・講師及び原稿執筆等を行う場合には、別に定める謝金規程に基づく謝金を支給することができる。

(報酬月額)

第4条 財団の常勤役員の報酬月額は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 理事長である理事 1,300,000円
- (2) 常務理事である理事 1,200,000円

(常勤役員の報酬支給日及び支給方法)

第5条 報酬は毎月20日に支給する。ただし支給日が休日に当たる時は順次繰り上げる。

2 新規就任の場合におけるその月の報酬は、その発令の日から日割り計算により支給する。

3 退職及び解任された場合におけるその月の報酬は、最後に出勤した日までとし、日割り計算により支給する。

4 前2項における日割りの計算は、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その月の現日数から日曜日及び土曜日の日数を差引いた日数を基礎とする。

5 死亡した場合には、その死亡の日の属する月の報酬を支給する。

6 報酬の支払方法は職員給与規程に準ずる。

(端数の取扱)

第6条 前条の報酬の計算に当たり円単位未満の端数が生じたときは、計算の終わりにおいて円位に切り上げる。

(役員の退職慰労金)

第7条 役員の退職慰労金は別に定める役員退職慰労金支給規程に基づき支給する。

2 前項の役員退職慰労金支給規程は、評議員会の議決を経て定める。

(費用)

第8条 常勤役員には、その通勤の実態に応じ、通勤手当を支給し、その計算方法は、職員通勤手当支給細則に準ずる。

第9条 役員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅延なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(公表)

第10条 財団は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程に定めのない事項については、評議員会において協議し、決定するものとする。

第13条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附則(令和4年6月10日改正)

この規程は、令和4年6月10日から適用する。